

「検討のための会」の在り方についての意見の提出について（回答）

下記のとおり、意見を提出する。

記

- 1 「 3つの「検討のための会」における調査審議を束ねる役割を有し、検討状況の総合的な監視を行うような組織を設けるべきかどうか」について  
このような組織を設けた場合、「検討のための会」における検討課題がそれぞれに多数の論点を含むとともに、附随する検討課題もあるところ、2年という短期に結論を出すことが前提とされていることにかんがみれば、却って効率的・機動的な議論を損なうおそれもあることから、四半期ごとの開催とするなど、開催頻度等に留意する必要があると考える。
- 2 「 それぞれの「検討のための会」に入るべき有識者構成員の性格（求められる専門分野等）及び行政機関の職員のレベル」について  
有識者構成員の性格について
  - ・ 現に被害者支援に携わっており、専門的な知識を有する者
  - ・ 外国の被害者支援に関する諸制度・施策に精通している者
  - ・ 刑事法の専門家
  - ・ 被害者学の専門家
  - ・ 社会保障・福祉制度の専門家
  - ・ 財政の専門家 等行政機関の職員のレベルについて
  - ・ 「検討のための会」は、効率的・機動的に運営する必要があると考えられるところ、実務担当者（課長級乃至課長補佐級の職員）を構成員とすることが望ましいと考える。この場合において、「検討状況の総合的な監視を行うような組織」を設けるのであれば、当該組織については、現在の検討会を母体としたような構成とすることが考えられる。
- 3 「 それぞれの「検討のための会」において検討されるべき事項」について  
犯罪被害者等に対する支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討のための会において、
  - ・ 国が犯罪被害者等に対し経済的補償を行う理論的根拠と理念
  - ・ 犯罪被害者等に適用され得る既存の社会保障・福祉制度とその課題
  - ・ 経済的補償の水準
  - ・ 補償を受けるための要件、手続の在り方等が考えられる。